

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年2月22日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・グローバル・リーダーズ（資産成長型） ノムラ・グローバル・リーダーズ（年4回分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成23年8月19日から平成24年8月22日まで) ノムラ・グローバル・リーダーズ（資産成長型） 1兆円を上限とします。 ノムラ・グローバル・リーダーズ（年4回分配型） 1兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。） は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出すること によって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出いたしましたので、平成23年8月18日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(9)払込期日

取得のお申込代金は、販売会社の定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

<訂正後>

(9)払込期日

取得のお申込代金は、販売会社の定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を經由して、住友信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

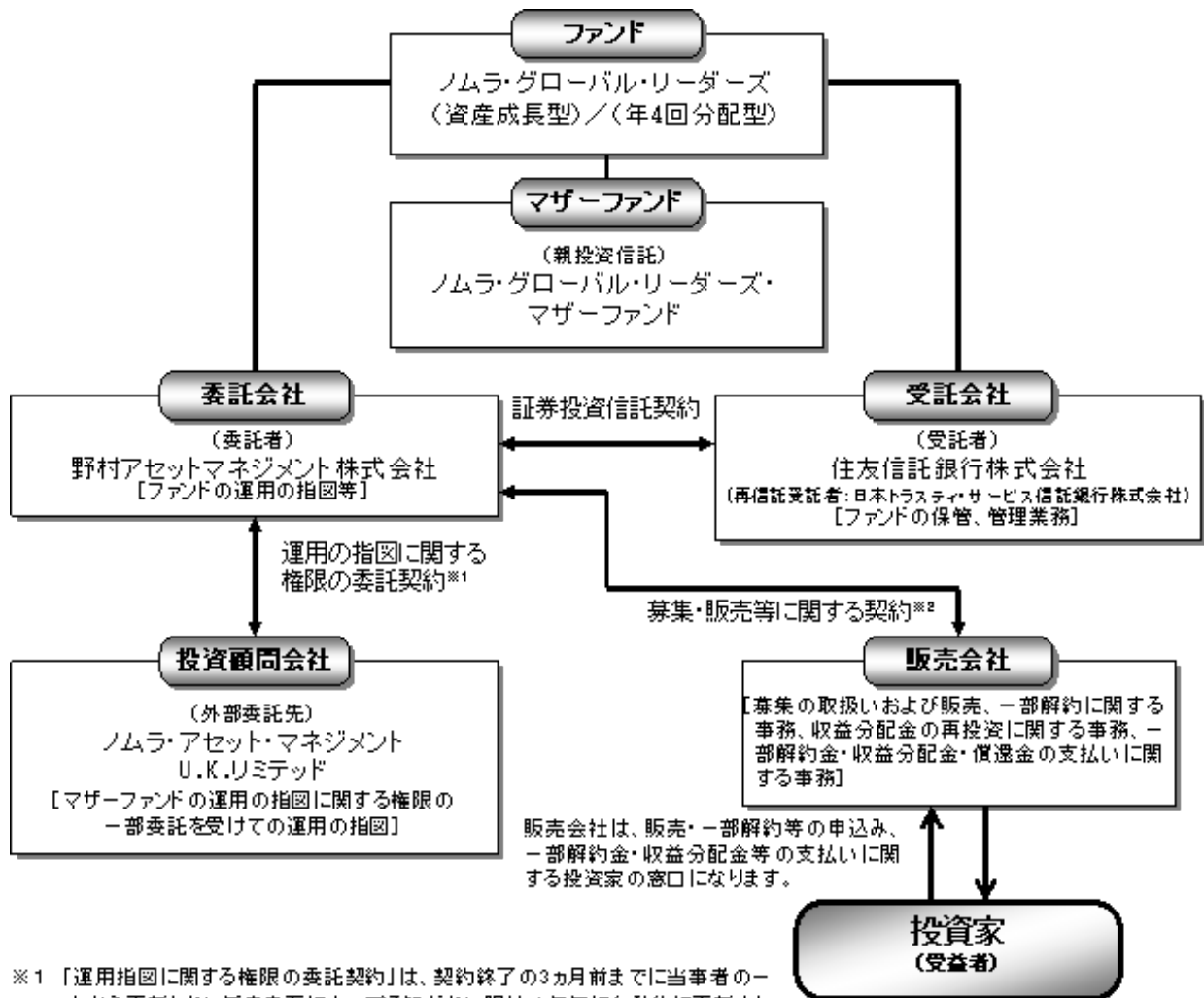
1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成23年6月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日

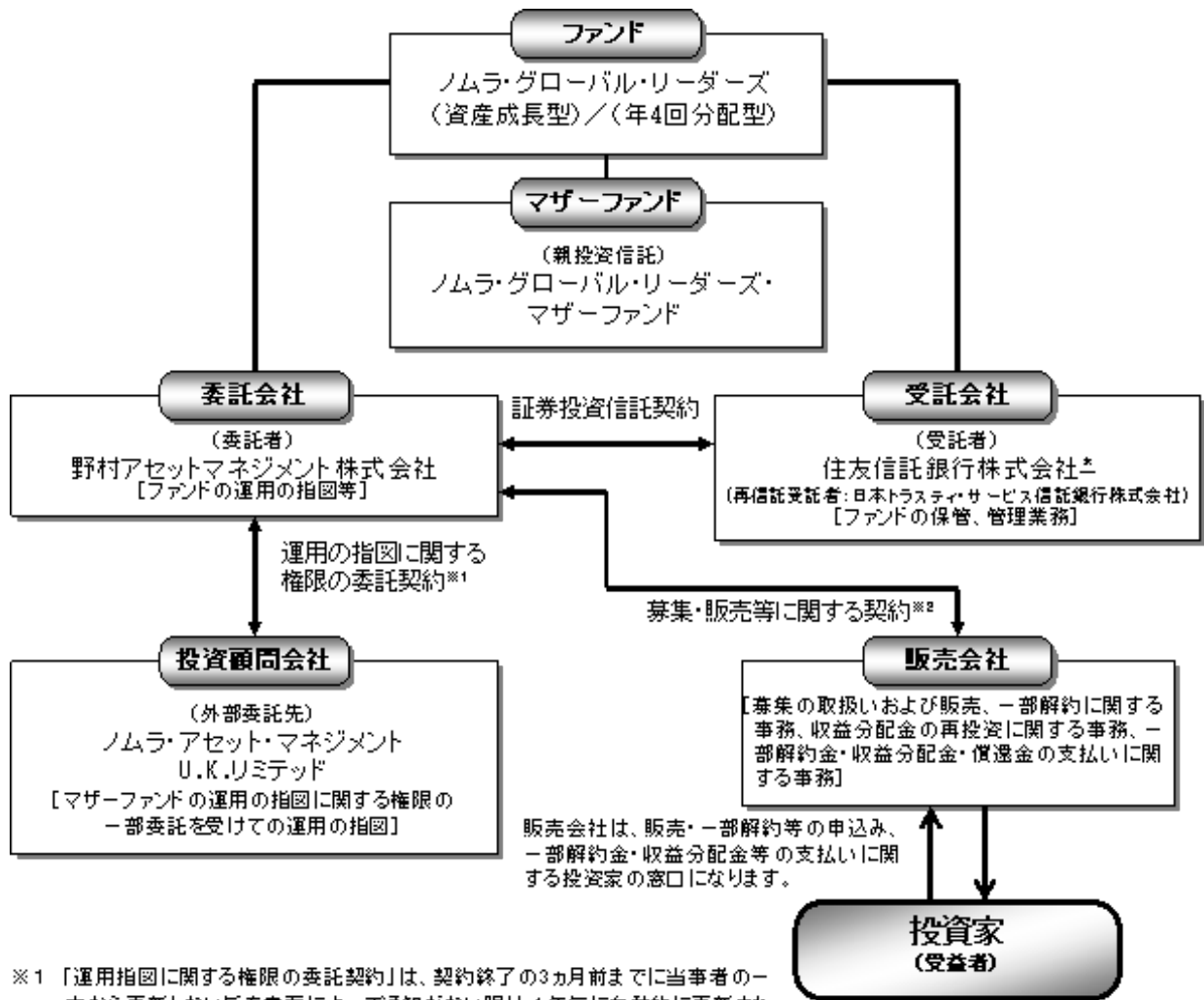
委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成23年6月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み



- ※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3か月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。
- ※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3か月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

* 関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に変更する予定です。

委託会社の概況

委託会社

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成24年1月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成24年1月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)運用体制

(中略)

ファンドの運用体制等は平成23年8月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

(中略)

ファンドの運用体制等は平成24年2月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正前>

(4)分配方針

(中略)

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

ファンドの決算日

(以下略)

<訂正後>

(4)分配方針

(中略)

* 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

ファンドの決算日

(以下略)

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨の為替変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(中略)

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(中略)

上記の体制等は平成23年8月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様への投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。

[為替変動リスク]

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(中略)

ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

(中略)

上記の体制等は平成24年2月22日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

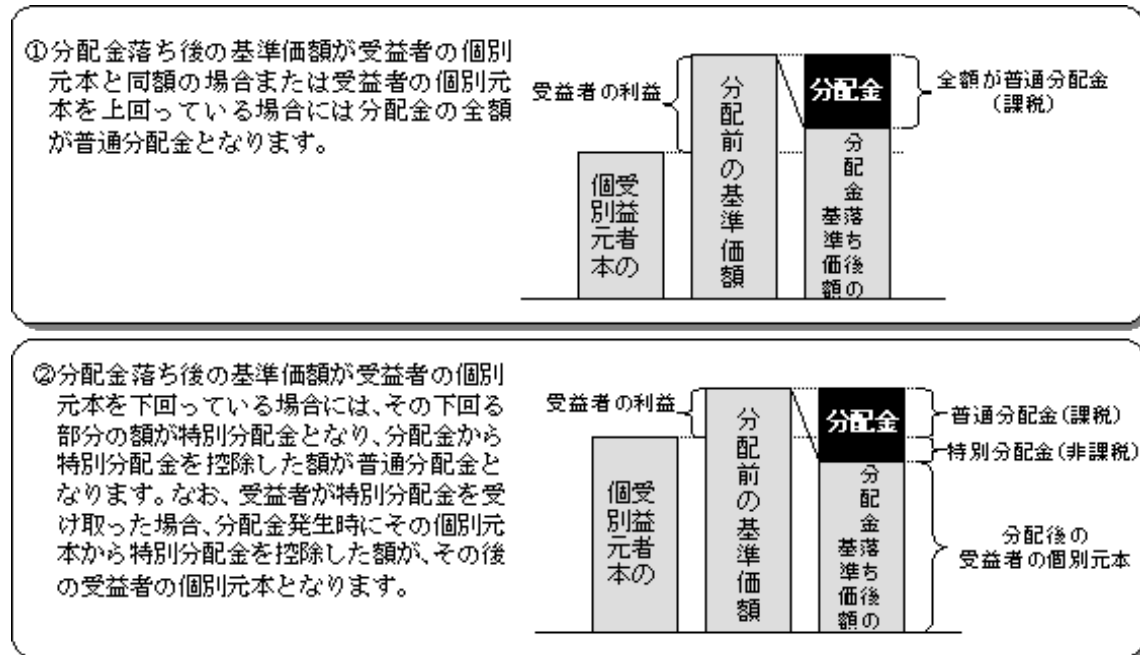
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%（税抜3.0%）以内	消費税等相当額

基準価額に、3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

<訂正後>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除は適用されません。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

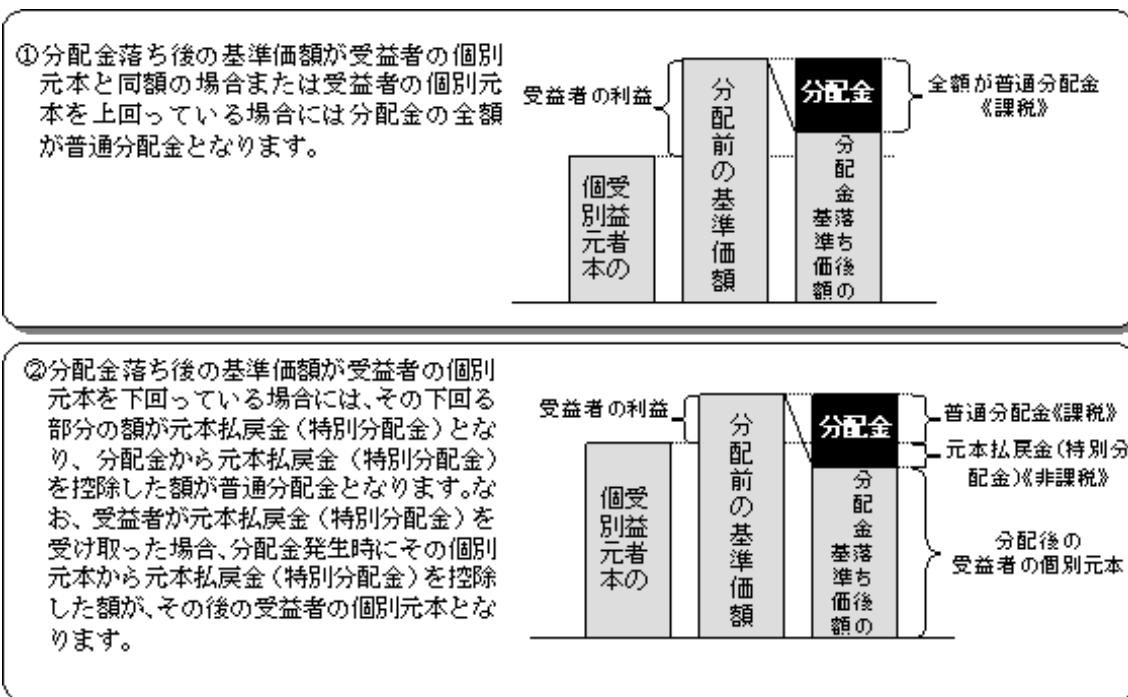
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません

ん。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15% (税抜3.0%) 以内	消費税等相当額

基準価額に、3.15% (税抜3.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金 × 10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益 (譲渡益) ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益 (譲渡益) ² に対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成23年12月30日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

「資産成長型」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	33,824,537	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		89	0.00
合計(純資産総額)		33,824,626	100.00

「年4回分配型」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	39,226,607	99.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		118	0.00
合計(純資産総額)		39,226,725	100.00

<ご参考>

「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	76,915,035	63.80
	イギリス	12,862,179	10.66
	スイス	8,307,246	6.89
	デンマーク	495,591	0.41
	ドイツ	2,439,151	2.02

	イタリア	2,318,648	1.92
	フランス	4,459,247	3.69
	オランダ	834,684	0.69
	スペイン	730,857	0.60
	ベルギー	3,078,744	2.55
	香港	1,989,400	1.65
	シンガポール	3,397,794	2.81
	オーストラリア	1,503,786	1.24
	小計	119,332,362	98.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,217,203	1.00
合計(純資産総額)		120,549,565	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

「資産成長型」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド	51,428,520	0.6080	31,272,235	0.6577	33,824,537	99.99

「年4回分配型」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド	59,642,097	0.6071	36,209,678	0.6577	39,226,607	99.99

<ご参考>

「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	インターネットソフトウエア	74	40,335.39	2,984,819	49,940.17	3,695,573	3.06
2	アメリカ	株式	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	ヘルスケアプロバイダ・サービス	784	5,002.56	3,922,014	4,309.12	3,378,356	2.80
3	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	520	5,402.15	2,809,119	6,149.23	3,197,601	2.65
4	アメリカ	株式	YUM BRANDS INC	ホテル・レストラン・レジャー	613	4,342.55	2,661,987	4,631.74	2,839,262	2.35
5	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	90	25,773.91	2,319,652	31,494.02	2,834,462	2.35
6	アメリカ	株式	FREEMONT-MCMORAN COPPER & GOLD	金属・鉱業	968	3,616.56	3,500,837	2,840.61	2,749,719	2.28
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	618	4,506.60	2,785,081	4,432.18	2,739,089	2.27
8	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	飲料	571	4,193.05	2,394,237	4,753.51	2,714,255	2.25
9	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	商業銀行	1,572	1,910.96	3,004,044	1,692.91	2,661,262	2.20
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融サービス	1,017	3,286.06	3,341,932	2,598.07	2,642,238	2.19
11	イギリス	株式	BG GROUP PLC	石油・ガス・消耗燃料	1,596	1,666.55	2,659,825	1,641.99	2,620,625	2.17
12	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	844	2,852.27	2,407,324	2,933.12	2,475,561	2.05
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケアプロバイダ・サービス	619	3,721.41	2,303,555	3,978.73	2,462,835	2.04
14	アメリカ	株式	EXPRESS SCRIPTS INC-COMMON	ヘルスケアプロバイダ・サービス	711	4,665.56	3,317,217	3,446.99	2,450,811	2.03
15	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	メディア	833	3,197.44	2,663,472	2,931.57	2,442,002	2.02
16	イタリア	株式	ENI SPA	石油・ガス・消耗燃料	1,459	1,646.60	2,402,401	1,589.20	2,318,648	1.92
17	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	タバコ	609	3,212.10	1,956,172	3,675.77	2,238,544	1.85
18	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	消費者金融	585	3,918.87	2,292,540	3,694.20	2,161,109	1.79
19	アメリカ	株式	CITIGROUP	各種金融サービス	1,020	3,120.84	3,183,266	2,080.32	2,121,928	1.76
20	イギリス	株式	TESCO PLC	食品・生活必需品小売り	4,392	499.00	2,191,645	482.53	2,119,292	1.75
21	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	404	5,476.78	2,212,620	5,172.81	2,089,819	1.73
22	スイス	株式	NOVARTIS-REG	医薬品	467	4,456.98	2,081,414	4,403.24	2,056,314	1.70
23	アメリカ	株式	DUN & BRADSTREET CORP	専門サービス	348	6,223.08	2,165,634	5,796.29	2,017,110	1.67
24	シンガポール	株式	OLAM INTERNATIONAL LTD	食品・生活必需品小売り	15,681	168.42	2,640,995	127.88	2,005,386	1.66
25	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	300	6,063.72	1,819,116	6,628.88	1,988,666	1.64
26	アメリカ	株式	GENERAL ELEC CO	コングロメリット	1,296	1,494.16	1,936,434	1,404.76	1,820,571	1.51
27	アメリカ	株式	AVAGO TECHNOLOGIES LTD	半導体・半導体製造装置	800	2,636.94	2,109,552	2,263.78	1,811,031	1.50
28	ドイツ	株式	FRESENIUS SE & CO KGAA	ヘルスケアプロバイダ・サービス	234	7,123.21	1,666,833	7,204.79	1,685,921	1.39
29	アメリカ	株式	APACHE CORPORATION	石油・ガス・消耗燃料	241	9,634.31	2,321,870	6,995.04	1,685,805	1.39
30	フランス	株式	MICHELIN B	自動車部品	370	6,211.33	2,298,194	4,536.98	1,678,684	1.39

種類別及び業種別投資比率

「資産成長型」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.99
合計		99.99

「年4回分配型」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券		99.99
合計		99.99

<ご参考>

「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	12.80
	化学	0.30
	金属・鉱業	5.57
	航空宇宙・防衛	2.01
	建設・土木	1.34
	電気設備	1.48
	コングロマリット	2.05
	航空貨物・物流サービス	1.08
	海運業	0.41
	自動車部品	1.39
	自動車	1.04
	繊維・アパレル・贅沢品	0.32
	ホテル・レストラン・レジャー	3.41
	メディア	2.02
	専門小売り	1.38
	食品・生活必需品小売り	3.42
	飲料	3.98
	食品	2.27
	タバコ	4.50
	ヘルスケア機器・用品	1.02
	ヘルスケアプロバイダ・サービス	9.35
	医薬品	5.03
	商業銀行	7.41
	各種金融サービス	3.95
	保険	0.62
	不動産管理・開発	0.81
	インターネットソフトウェア	3.06
	ソフトウェア	1.73
	通信機器	0.70
	コンピュータ・周辺機器	3.71
	半導体・半導体製造装置	3.01
	総合公益事業	0.77
	消費者金融	1.79
資本市場	1.81	
独立系発電事業・エネルギー販売	0.68	
専門サービス	2.59	
	小計	98.99
合計		98.99

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移
「資産成長型」

平成23年12月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2008年11月26日)	7	7	0.5568	0.5568
第2期 (2009年5月26日)	13	13	0.6083	0.6083
第3期 (2009年11月26日)	105	105	0.7067	0.7067
第4期 (2010年5月26日)	21	21	0.6537	0.6537
第5期 (2010年11月26日)	30	30	0.7105	0.7105
第6期 (2011年5月26日)	35	35	0.7660	0.7660
第7期 (2011年11月28日)	30	30	0.5863	0.5863
2010年12月末日	32		0.7231	
2011年1月末日	33		0.7418	
2月末日	33		0.7585	
3月末日	35		0.7804	
4月末日	36		0.7933	
5月末日	35		0.7638	
6月末日	35		0.7393	
7月末日	35		0.7147	
8月末日	33		0.6322	
9月末日	30		0.5816	
10月末日	34		0.6743	
11月末日	32		0.6133	
12月末日	33		0.6342	

「年4回分配型」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	第1期 (2008年11月26日)	55	55	0.5522	0.5522
第2特定期間	第2期 (2009年2月26日)	49	49	0.5098	0.5098
	第3期 (2009年5月26日)	58	58	0.6027	0.6027
第3特定期間	第4期 (2009年8月26日)	64	64	0.6856	0.6856
	第5期 (2009年11月26日)	62	62	0.6919	0.6919
第4特定期間	第6期 (2010年2月26日)	57	57	0.6766	0.6766
	第7期 (2010年5月26日)	53	53	0.6400	0.6400
第5特定期間	第8期 (2010年8月26日)	51	51	0.6112	0.6112
	第9期 (2010年11月26日)	55	55	0.6885	0.6905
第6特定期間	第10期 (2011年2月28日)	57	57	0.7331	0.7351
	第11期 (2011年5月26日)	51	51	0.7387	0.7407
第7特定期間	第12期 (2011年8月26日)	40	40	0.5929	0.5949
	第13期 (2011年11月28日)	36	36	0.5609	0.5629
	2010年12月末日	56		0.7007	
	2011年1月末日	56		0.7190	
	2月末日	57		0.7331	
	3月末日	57		0.7546	
	4月末日	56		0.7671	
	5月末日	51		0.7366	
	6月末日	48		0.7130	
	7月末日	46		0.6891	
	8月末日	41		0.6070	
	9月末日	37		0.5583	
	10月末日	42		0.6476	
	11月末日	38		0.5867	
	12月末日	39		0.6068	

分配の推移

「資産成長型」

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0000 円
第2期	0.0000 円
第3期	0.0000 円
第4期	0.0000 円
第5期	0.0000 円
第6期	0.0000 円
第7期	0.0000 円

「年4回分配型」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	第1期	0.0000 円
第2特定期間	第2期	0.0000 円
	第3期	0.0000 円
第3特定期間	第4期	0.0000 円
	第5期	0.0000 円
第4特定期間	第6期	0.0000 円
	第7期	0.0000 円
第5特定期間	第8期	0.0000 円
	第9期	0.0020 円
第6特定期間	第10期	0.0020 円
	第11期	0.0020 円
第7特定期間	第12期	0.0020 円
	第13期	0.0020 円

収益率の推移

「資産成長型」

期	収益率
第1期	44.3 %
第2期	9.2 %
第3期	16.2 %
第4期	7.5 %
第5期	8.7 %
第6期	7.8 %
第7期	23.5 %

「年4回分配型」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	第1期	44.8 %
第2特定期間	第2期	7.7 %
	第3期	18.2 %
第3特定期間	第4期	13.8 %
	第5期	0.9 %
第4特定期間	第6期	2.2 %
	第7期	5.4 %
第5特定期間	第8期	4.5 %
	第9期	13.0 %
第6特定期間	第10期	6.8 %
	第11期	1.0 %
第7特定期間	第12期	19.5 %
	第13期	5.1 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

(4)設定及び解約の実績

「資産成長型」

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	13,617,283	320,000	13,297,283
第2期	9,656,884	476,111	22,478,056
第3期	127,194,940	940,977	148,732,019
第4期	8,489,182	124,314,699	32,906,502
第5期	58,553,402	48,181,317	43,278,587
第6期	8,567,722	5,471,826	46,374,483
第7期	10,445,940	4,531,983	52,288,440

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

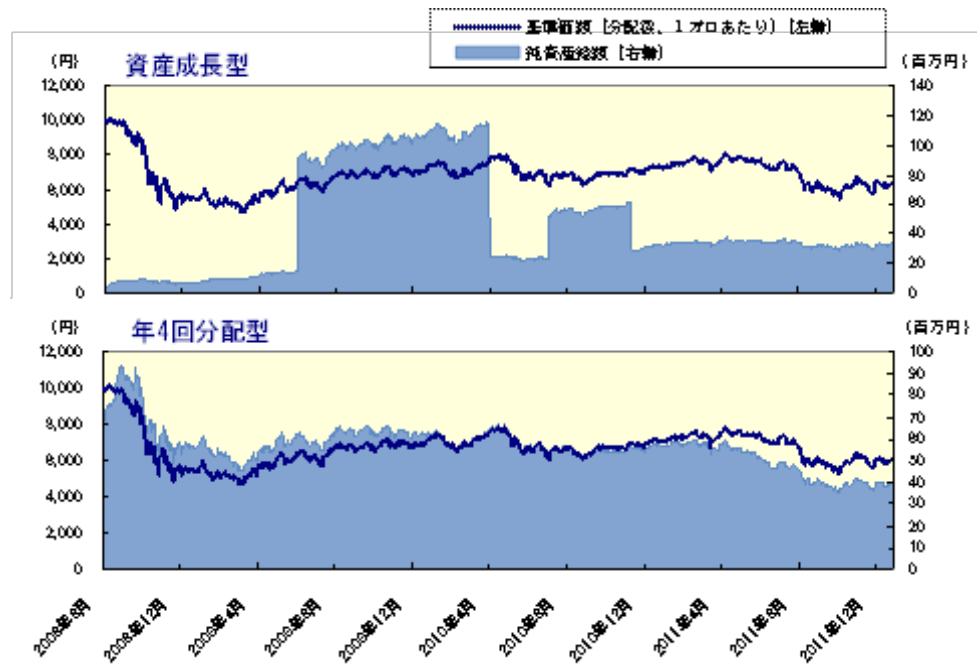
「年4回分配型」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	第1期	102,719,786	2,106,947	100,612,839
第2特定期間	第2期	3,614,127	7,795,696	96,431,270
	第3期	520,890	140,000	96,812,160
第3特定期間	第4期	450,493	2,938,386	94,324,267
	第5期	383,578	4,093,931	90,613,914
第4特定期間	第6期	307,415	6,337,262	84,584,067
	第7期	310,880	923,117	83,971,830
第5特定期間	第8期	408,353	522,183	83,858,000
	第9期	251,670	3,604,821	80,504,849
第6特定期間	第10期	325,710	2,624,975	78,205,584
	第11期	2,244,539	10,576,757	69,873,366
第7特定期間	第12期	1,004,102	3,203,964	67,673,504
	第13期	84,242	2,238,924	65,518,822

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2011年12月30日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

資産成長型	
2011年11月	0 円
2011年5月	0 円
2010年11月	0 円
2010年5月	0 円
2009年11月	0 円
設定来累計	0 円

年4回分配型	
2011年11月	20 円
2011年8月	20 円
2011年5月	20 円
2011年2月	20 円
2010年11月	20 円
設定来累計	100 円

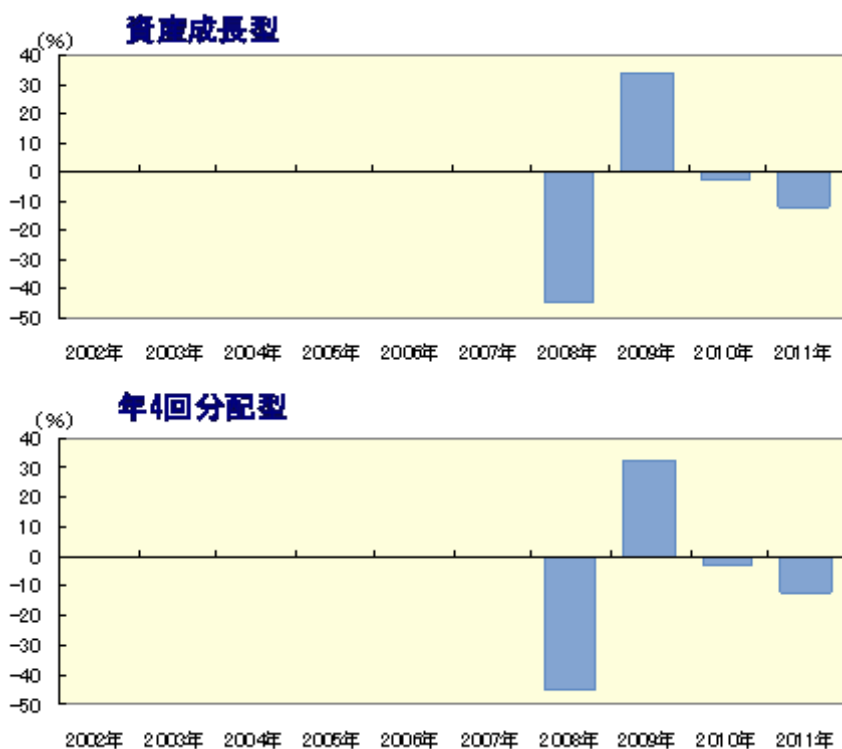
[主要な資産の状況]

実質的な銘柄別投資比率(上位)				
順位	銘柄	業種	投資比率(%)	
			資産成長型	年4回分配型
1	GOOGLE INC-CL A	インターネットソフトウェア	3.1	3.1
2	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	ヘルスケアプロバイダ・サービス	2.8	2.8
3	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	タバコ	2.6	2.6
4	YUM BRANDS INC	ホテル・レストラン・レジャー	2.3	2.3
5	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	2.3	2.3
6	FREEMONT-MCMORAN COPPER & GOLD	金属・鉱業	2.3	2.3
7	NESTLE SA-REG	食品	2.3	2.3
8	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	飲料	2.2	2.2
9	STANDARD CHARTERED PLC	商業銀行	2.2	2.2
10	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融サービス	2.2	2.2

実質的な国/地域別投資比率(上位)				実質的な業種別投資比率(上位)			
順位	国/地域 (通貨別)	投資比率(%)		順位	業種	投資比率(%)	
		資産成長型	年4回分配型			資産成長型	年4回分配型
1	アメリカ	63.8	63.8	1	石油・ガス・消耗燃料	12.8	12.8
2	イギリス	10.7	10.7	2	ヘルスケアプロバイダ・サービス	9.3	9.3
3	スイス	6.9	6.9	3	商業銀行	7.4	7.4
4	フランス	3.7	3.7	4	金属・鉱業	5.6	5.6
5	シンガポール	2.8	2.8	5	医薬品	5.0	5.0

※ユーロについては発行国で記載しております。

[年間収益率の推移] (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2008年は設定日（2008年8月1日）から年末までの収益率。
- ・2011年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。
 グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第3【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

ノムラ・グローバル・リーダーズ(資産成長型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成23年 5 月27日から平成23年11月28日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1財務諸表

ノムラ・グローバル・リーダーズ（資産成長型）

(1)貸借対照表

期別	第6期 平成23年 5 月26日現在	第7期 平成23年11月28日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	643,445	416,091
親投資信託受益証券	35,400,066	30,504,082
未収入金		4,559
未収利息	1	1
流動資産合計	36,043,512	30,924,733
資産合計	36,043,512	30,924,733
負債の部		
流動負債		
未払解約金	252,850	
未払受託者報酬	12,501	12,445
未払委託者報酬	255,403	254,116
その他未払費用	472	462
流動負債合計	521,226	267,023
負債合計	521,226	267,023
純資産の部		
元本等		
元本	46,374,483	52,288,440
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,852,197	21,630,730
(分配準備積立金)	4,070,031	3,780,641
元本等合計	35,522,286	30,657,710
純資産合計	35,522,286	30,657,710
負債純資産合計	36,043,512	30,924,733

(2)損益及び剰余金計算書

期別	第6期 自平成22年11月27日 至平成23年5月26日	第7期 自平成23年5月27日 至平成23年11月28日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	51	39
有価証券売買等損益	2,761,435	8,687,645
営業収益合計	2,761,486	8,687,606
営業費用		
受託者報酬	12,501	12,445
委託者報酬	255,403	254,116
その他費用	472	462
営業費用合計	268,376	267,023
営業利益	2,493,110	8,954,629
経常利益	2,493,110	8,954,629
当期純利益	2,493,110	8,954,629
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	287,924	659,258
期首剰余金又は期首欠損金()	12,530,550	10,852,197
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,565,135	1,127,884
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	1,565,135	1,127,884
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,091,968	3,611,046
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	2,091,968	3,611,046
分配金		
期末剰余金又は期末欠損金()	10,852,197	21,630,730

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成23年 5 月27日から平成23年11月28日までとなっております。

(追加情報)

第7期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

第6期 平成23年 5 月26日現在	第7期 平成23年11月28日現在
1 計算期間の末日における受益権の総数 46,374,483 口	1 計算期間の末日における受益権の総数 52,288,440 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 10,852,197 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 21,630,730 円
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7660 円 (10,000口当たり純資産額 7,660 円)	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5863 円 (10,000口当たり純資産額 5,863 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	第7期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象であるノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 241,602 円	1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象であるノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。 また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。 支払金額 190,131 円
2 分配金の計算過程 該当事項はございません。	2 分配金の計算過程 該当事項はございません。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第6期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	第7期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
<p>1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。</p>	<p>1 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

第6期 平成23年 5 月26日現在	第7期 平成23年11月28日現在
<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p>

2 時価の算定方法
親投資信託受益証券
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載
しております。
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額
は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時
価としております。

2 時価の算定方法
同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	第7期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第6期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	第7期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
期首元本額 43,278,587 円	期首元本額 46,374,483 円
期中追加設定元本額 8,567,722 円	期中追加設定元本額 10,445,940 円
期中一部解約元本額 5,471,826 円	期中一部解約元本額 4,531,983 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	第6期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	第7期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,606,580	7,859,290
合計	2,606,580	7,859,290

3 デリバティブ取引関係

第6期(平成23年 5 月26日現在)

該当事項はございません。

第7期(平成23年11月28日現在)

該当事項はございません。

(4)附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1)株式(平成23年11月28日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成23年11月28日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド		30,504,082	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		30,504,082	
	組入時価比率：99.5%		100%	
合計			30,504,082	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

ノムラ・グローバル・リーダーズ(年4回分配型)

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成23年 5月27日から平成23年11月28日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

ノムラ・グローバル・リーダーズ(年4回分配型)

(1)貸借対照表

科目	期別 前期 平成23年 5 月26日現在 金額(円)	当期 平成23年11月28日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	548,768	468,639
親投資信託受益証券	51,431,649	36,568,163
未収入金	1,450,000	5,240
未収利息	1	1
流動資産合計	53,430,418	37,042,043
資産合計	53,430,418	37,042,043
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	139,746	131,037
未払解約金	1,461,824	
未払受託者報酬	9,817	7,410
未払委託者報酬	200,542	151,237
その他未払費用	387	292
流動負債合計	1,812,316	289,976
負債合計	1,812,316	289,976
純資産の部		
元本等		
元本	69,873,366	65,518,822
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	18,255,264	28,766,755
(分配準備積立金)	1,331,939	1,029,383
元本等合計	51,618,102	36,752,067
純資産合計	51,618,102	36,752,067
負債純資産合計	53,430,418	37,042,043

(2)損益及び剰余金計算書

期別	前期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	当期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
科目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取利息	77	30
有価証券売買等損益	4,755,305	11,479,519
営業収益合計	4,755,382	11,479,489
営業費用		
受託者報酬	20,708	16,061
委託者報酬	423,018	327,829
その他費用	820	642
営業費用合計	444,546	344,532
営業利益	4,310,836	11,824,021
経常利益	4,310,836	11,824,021
当期純利益	4,310,836	11,824,021
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	144,429	164,476
期首剰余金又は期首欠損金()	25,077,498	18,255,264
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,640,264	1,748,658
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	3,640,264	1,748,658
剰余金減少額又は欠損金増加額	688,280	334,220
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	688,280	334,220
分配金	296,157	266,384
期末剰余金又は期末欠損金()	18,255,264	28,766,755

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成23年 5 月27日から平成23年 11月28日までとなっております。

(追加情報)

当期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成23年 5 月26日現在	当期 平成23年11月28日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 69,873,366 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 65,518,822 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 18,255,264 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 28,766,755 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7387 円 (10,000口当たり純資産額 7,387 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5609 円 (10,000口当たり純資産額 5,609 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	当期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
<p>1 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象であるノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 241,602 円</p>	<p>1 運用の外部委託費用</p> <p>当ファンドの主要投資対象であるノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用として、個別契約により当社は運用会社であるNOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED(ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド)に対し総額で以下の金額を支払っております。なお、信託財産からの直接的な支弁は行っておりません。</p> <p>また、以下の金額は当該マザーファンドを投資対象とする全てのベビーファンドの合計額となっております。</p> <p style="text-align: right;">支払金額 190,131 円</p>
<p>2 分配金の計算過程</p> <p>平成22年11月27日から平成23年2月28日まで 当該期末における分配対象金額1,550,648円(10,000口当たり198円)のうち、156,411円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。</p>	<p>2 分配金の計算過程</p> <p>平成23年5月27日から平成23年8月26日まで 当該期末における分配対象金額1,389,629円(10,000口当たり205円)のうち、135,347円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。</p>

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	169,792円	費用控除後の配当等収益額	A	円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	70,429円	収益調整金額	C	118,600円
分配準備積立金額	D	1,310,427円	分配準備積立金額	D	1,271,029円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,550,648円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,389,629円
当ファンドの期末残存口数	F	78,205,584口	当ファンドの期末残存口数	F	67,673,504口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	198円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	205円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I = F × H / 10,000	156,411円	収益分配金額	I = F × H / 10,000	135,347円
<p>平成23年3月1日から平成23年5月26日まで 当該期末における分配対象金額1,573,863円(10,000口当たり225円)のうち、139,746円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。</p>			<p>平成23年8月27日から平成23年11月28日まで 当該期末における分配対象金額1,276,681円(10,000口当たり194円)のうち、131,037円(10,000口当たり20円)を分配金額としております。</p>		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	323,416円	費用控除後の配当等収益額	A	62,272円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	102,178円	収益調整金額	C	116,261円
分配準備積立金額	D	1,148,269円	分配準備積立金額	D	1,098,148円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,573,863円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	1,276,681円
当ファンドの期末残存口数	F	69,873,366口	当ファンドの期末残存口数	F	65,518,822口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	225円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	194円
10,000口当たり分配金額	H	20円	10,000口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I = F × H / 10,000	139,746円	収益分配金額	I = F × H / 10,000	131,037円

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

前期 自平成22年11月27日 至平成23年5月26日	当期 自平成23年5月27日 至平成23年11月28日
1 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1 金融商品に対する取組方針 同左
2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	2 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p>	<p>同左</p>
<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>3 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

前期 平成23年 5 月26日現在	当期 平成23年11月28日現在
1 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	当期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	当期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
期首元本額 80,504,849 円	期首元本額 69,873,366 円
期中追加設定元本額 2,570,249 円	期中追加設定元本額 1,088,344 円
期中一部解約元本額 13,201,732 円	期中一部解約元本額 5,442,888 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

	前期 自 平成22年11月27日 至 平成23年 5 月26日	当期 自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日
種類	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	711,697	1,704,830
合計	711,697	1,704,830

3 デリバティブ取引関係

前期(平成23年 5 月26日現在)
該当事項はございません。
当期(平成23年11月28日現在)
該当事項はございません。

(4)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(平成23年11月28日現在)

該当事項はございません。

(2) 株式以外の有価証券 (平成23年11月28日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド		36,568,163	
親投資信託受益証券計	銘柄数：1		36,568,163	
	組入時価比率：99.5%		100%	
合計			36,568,163	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

「ノムラ・グローバル・リーダーズ(資産成長型)」および「ノムラ・グローバル・リーダーズ(年4回分配型)」は「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

対象年月日	平成23年11月28日現在
-------	---------------

科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	2,513,743
コール・ローン	346,989
株式	111,108,907
派生商品評価勘定	1,436
未収配当金	162,845
流動資産合計	114,133,920
資産合計	114,133,920
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,003,553
流動負債合計	2,003,553
負債合計	2,003,553
純資産の部	
元本等	
元本	184,738,057
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	72,607,690
元本等合計	112,130,367
純資産合計	112,130,367
負債純資産合計	114,133,920

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3 費用・収益の計上基準	<p>(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益及び為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(追加情報)

<p>自 平成23年 5 月27日 至 平成23年11月28日</p>
<p>当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成23年11月28日現在	
1 元本の欠損の額	72,607,690 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.6070 円 6,070 円)



(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成23年5 月27日 至 平成23年11月28日	
1	<p>金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
2	<p>金融商品の内容及び金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(3)附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 また、当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。</p>
3	<p>金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成23年11月28日現在	
1	<p>貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2	<p>時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(3)附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(その他の注記)

平成23年11月28日現在

1 元本の移動及び期末元本額の内訳	
期首	平成23年 5 月27日
期首元本額	205,506,191 円
期首より平成23年11月28日までの期中追加設定元本額	13,686,008 円
期首より平成23年11月28日までの期中一部解約元本額	34,454,142 円
期末元本額	184,738,057 円
期末元本額の内訳 *	
ノムラ・グローバル・リーダーズ(資産成長型)	50,253,843 円
ノムラ・グローバル・リーダーズ(年4回分配型)	60,244,092 円
ノムラFOfs用グローバル・リーダーズ・ファンド(適格機関投資家専用)	74,240,122 円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成23年11月28日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	APACHE CORPORATION	241	86.83	20,926.03	
	CHEVRON CORP	200	92.29	18,458.00	
	EOG RESOURCES INC	200	90.87	18,174.00	
	EXXON MOBIL CORP	300	73.90	22,170.00	
	PEABODY ENERGY CO	500	32.78	16,390.00	
	SUNCOR ENERGY INC	739	27.06	19,997.34	
	BARRICK GOLD CORP	300	47.59	14,277.00	
	FREEPORT-MCMORAN COPPER & GOLD	968	33.82	32,737.76	
	HONEYWELL INTERNATIONAL	322	49.14	15,823.08	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	510	38.51	19,640.10	
	GENERAL ELEC CO	1,296	14.70	19,051.20	
	FEDEX CORPORATION	200	76.08	15,216.00	
	GENERAL MOTORS CO	800	20.34	16,272.00	
	WARNACO GROUP INC/THE	100	45.77	4,577.00	

	CARNIVAL CORP	500	30.47	15,235.00	
	YUM BRANDS INC	613	52.72	32,317.36	
	DISNEY (WALT) CO	833	33.51	27,913.83	
	HOME DEPOT	513	36.47	18,709.11	
	PEPSICO INC	404	62.49	25,245.96	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	520	71.31	37,081.20	
	EXPRESS SCRIPTS INC-COMMON	711	42.15	29,968.65	
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	784	53.74	42,132.16	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	619	43.67	27,031.73	
	WELLPOINT INC	250	63.70	15,925.00	
	JOHNSON & JOHNSON	300	61.27	18,381.00	
	MERCK & CO INC	844	33.16	27,987.04	
	TORONTO DOMINION BANK	250	65.29	16,322.50	
	CITIGROUP	1,020	23.63	24,102.60	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,017	28.48	28,964.16	
	GOOGLE INC-CL A	79	561.37	44,348.23	
	CITRIX SYSTEMS INC	100	64.48	6,448.00	
	MICROSOFT CORP	800	24.30	19,440.00	
	QUALCOMM INC	300	51.86	15,558.00	
	APPLE INC	90	363.50	32,715.00	
	HEWLETT PACKARD CO	400	25.39	10,156.00	
	NETAPP INC	300	34.25	10,275.00	
	AVAGO TECHNOLOGIES LTD	800	28.47	22,776.00	
	XILINX INC	526	30.07	15,816.82	
	AMERICAN EXPRESS CO	585	45.00	26,325.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP	30	88.75	2,662.50	
	STATE STREET CORP	431	36.24	15,619.44	
	AES CORP	900	11.09	9,981.00	
	DUN & BRADSTREET CORP	348	65.14	22,668.72	
	MANPOWER GROUP	400	32.71	13,084.00	
計	銘柄数：44			908,900.52	
				(70,567,036)	

組入時価比率：62.9%			63.5%	
--------------	--	--	-------	--

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
英ポンド	BG GROUP PLC	1,596	12.45	19,870.20	
	BP PLC	1,300	4.25	5,530.20	
	RIO TINTO PLC-REG	300	30.32	9,096.00	
	XSTRATA PLC	630	9.08	5,724.81	
	COOKSON GROUP PLC	1,079	4.52	4,886.79	
	TESCO PLC	4,392	3.84	16,874.06	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	609	28.25	17,204.25	
	STANDARD CHARTERED PLC	1,572	12.73	20,019.42	
計	銘柄数：8			99,205.73	
				(11,930,481)	
	組入時価比率：10.6%			10.7%	
スイスフラン	ABB LTD	1,000	15.65	15,650.00	
	NESTLE SA-REG	618	50.35	31,116.30	
	SONOVA HOLDING AG-REG	154	89.95	13,852.30	
	NOVARTIS-REG	467	48.10	22,462.70	
	UBS AG-REG	900	10.12	9,108.00	
計	銘柄数：5			92,189.30	
				(7,709,791)	
	組入時価比率：6.9%			6.9%	
デンマーククローネ	D/S NORDEN	275	139.70	38,417.50	
	計	銘柄数：1			38,417.50
				(532,850)	
	組入時価比率：0.5%			0.5%	
ユーロ	ENI SPA	1,459	14.67	21,403.53	
	UMICORE	200	27.76	5,552.00	
	ARCELORMITTAL	592	11.75	6,956.00	

	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	532	20.74	11,036.34	
	ALSTOM	146	22.62	3,302.52	
	MICHELIN B	370	42.29	15,647.30	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	571	42.70	24,384.55	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	234	68.41	16,007.94	
	BANCO SANTANDER SA	1,251	5.22	6,531.47	
	SOCIETE GENERALE	270	15.83	4,274.10	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNG (REG)	80	83.91	6,712.80	
	GDF SUEZ	444	18.13	8,049.72	
計	銘柄数：12			129,858.27	
				(13,394,880)	
	組入時価比率：11.9%			12.1%	
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	7,000	16.64	116,480.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	1,000	91.30	91,300.00	
計	銘柄数：2			207,780.00	
				(2,069,488)	
	組入時価比率：1.8%			1.9%	
シンガポールドル	OLAM INTERNATIONAL LTD	15,681	2.23	34,968.63	
	DBS GROUP HLDGS	2,000	11.93	23,860.00	
計	銘柄数：2			58,828.63	
				(3,497,362)	
	組入時価比率：3.1%			3.1%	
豪ドル	BHP BILLITON LIMITED	86	34.05	2,928.30	
	WESTPAC BANKING CORP	796	19.50	15,522.00	
計	銘柄数：2			18,450.30	
				(1,407,019)	
	組入時価比率：1.3%			1.3%	

合計				111,108,907	
				(111,108,907)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(平成23年11月28日現在)
該当事項はございません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成23年11月28日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
売建	2,190,093		2,188,657	1,436
英ポンド	872,390		872,010	380
ユーロ	994,942		994,351	591
豪ドル	322,761		322,296	465
合計	2,190,093		2,188,657	1,436

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成23年12月30日現在

「資産成長型」

資産総額	33,870,419	円
負債総額	45,793	円
純資産総額(-)	33,824,626	円
発行済口数	53,332,960	口
1口当たり純資産額(/)	0.6342	円

「年4回分配型」

資産総額	39,864,579	円
負債総額	637,854	円
純資産総額(-)	39,226,725	円
発行済口数	64,645,739	口
1口当たり純資産額(/)	0.6068	円

<ご参考>

「ノムラ・グローバル・リーダーズ・マザーファンド」

資産総額	120,549,565	円
負債総額		円
純資産総額(-)	120,549,565	円
発行済口数	183,277,980	口
1口当たり純資産額(/)	0.6577	円

第三部【委託会社等の情報】**第1【委託会社等の概況】**

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) 資本金の額

平成23年6月末現在、17,180百万円

(以下略)

<訂正後>

(1) 資本金の額

平成24年1月末現在、17,180百万円

(以下略)

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成23年12月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	741	9,207,783
単体型株式投資信託	37	264,096
追加型公社債投資信託	18	4,588,529
単体型公社債投資信託	0	0
合計	796	14,060,409

3 委託会社等の経理状況

[次へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年5月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 北國銀行	26,673百万円	
野村信託銀行 株式会社	30,000百万円	

* 平成23年5月末現在

野村信託銀行 株式会社は、ファンドの関係法人による自己設定等の取扱いのための販売会社となります。

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 平成23年3月末現在

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
住友信託銀行株式会社ー (再信託受託者：日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

* 平成23年12月末現在

関係当局の認可等を前提に、平成24年4月1日付で住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社および中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号を変更する予定です。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社 京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 北國銀行	26,673百万円	
野村信託銀行 株式会社	30,000百万円	

* 平成23年12月末現在

野村信託銀行 株式会社は、ファンドの関係法人による自己設定等の取扱いのための販売会社となります。

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED (ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リ ミテッド)	4,744,391	英国の1986年金融サービス業法に基づき英国金融サービス庁に登録された当該法律の定める範囲内で行う投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。

* 平成23年12月末現在

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 の該当部分を以下のように訂正するとともに、末尾に添付のように、最近中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表（以下「中間財務諸表」といいます。）が追加されます。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は、内閣府令第5号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第52期事業年度(当事業年度)は、内閣府令第5号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成21年3月24日付内閣府令第5号により改正されておりますが、第51期事業年度(前事業年度)は改正前、第52期事業年度(当事業年度)は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに当中間会計期間の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

中間財務諸表

中間貸借対照表

		平成23年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		498
金銭の信託		39,466
有価証券		1,600
短期貸付金		168
未収委託者報酬		8,212
未収収益		4,942
繰延税金資産		853
その他		313
貸倒引当金		6
流動資産計		56,049
固定資産		
有形固定資産	1	1,687
無形固定資産		10,049
ソフトウェア		10,047
その他		1
投資その他の資産		22,390
投資有価証券		6,685
関係会社株式		14,424
繰延税金資産		886
その他		393
貸倒引当金		0
固定資産計		34,127
資産合計		90,176

		平成23年 9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		5,000
未払収益分配金		4
未払償還金		53
未払手数料		3,570
その他未払金	2	1,323
未払費用		7,194
未払法人税等		723
賞与引当金		1,463
その他		99
流動負債計		19,431
固定負債		
退職給付引当金		3,251
時効後支払損引当金		491
その他		5
固定負債計		3,747
負債合計		23,179
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		65,310
資本剰余金		17,180
資本準備金		11,729
利益剰余金		11,729
利益準備金		36,400
その他利益剰余金		685
別途積立金		35,715
繰越利益剰余金		24,606
評価・換算差額等		11,108
その他有価証券評価差額金		1,686
繰延ヘッジ損益		1,568
		117
純資産合計		66,996
負債・純資産合計		90,176

中間損益計算書

		自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		41,975
運用受託報酬		9,087
その他営業収益		67
営業収益計		51,131
営業費用		
支払手数料		21,876
調査費		10,328
その他営業費用		2,150
営業費用計		34,356
一般管理費	1	11,623
営業利益		5,151
営業外収益	2	3,261
営業外費用	3	333
経常利益		8,079
特別利益	4	123
特別損失	5	69
税引前中間純利益		8,133
法人税、住民税及び事業税		1,605
法人税等調整額		1,229
中間純利益		5,298

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

（単位：百万円）

	自 平成23年 4月 1日
	至 平成23年 9月30日
株主資本	
資本金	
当期首残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
当期首残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
当期首残高	14,077
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	2,968
当中間期末残高	11,108
利益剰余金合計	
当期首残高	39,369

当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	2,968
当中間期末残高	36,400
株主資本合計	
当期首残高	68,279
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
当中間期変動額合計	2,968
当中間期末残高	65,310
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	2,694
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	1,568
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	69
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	187
当中間期変動額合計	187
当中間期末残高	117
評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,624
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	938
当中間期変動額合計	938
当中間期末残高	1,686
純資産合計	
当期首残高	70,903
当中間期変動額	
剰余金の配当	8,267
中間純利益	5,298
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	938
当中間期変動額合計	3,906
当中間期末残高	66,996

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式... 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの... 移動平均法による原価法</p>
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 また、為替予約が付されている外貨建金銭債権については、振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 - 為替予約 ヘッジ対象 - 投資有価証券、短期貸付金</p> <p>(3) ヘッジ方針 投資有価証券及び短期貸付金に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。</p>
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[追加情報]

	自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用	当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

[注記事項]

中間貸借対照表関係

平成23年 9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	2,541百万円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

中間損益計算書関係

自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	
1 減価償却実施額	
有形固定資産	232百万円
無形固定資産	1,864百万円
長期前払費用	5百万円
2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	2,987百万円
3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	30百万円
金銭の信託運用損	276百万円
4 特別利益の内訳	
投資有価証券等売却益	34百万円
株式報酬受入益	88百万円
5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	26百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	42百万円

中間株主資本等変動計算書関係

自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日					
1 発行済株式に関する事項					
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株
2 配当に関する事項					
配当金支払額					
平成23年 7月11日開催の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。					
・普通株式の配当に関する事項					
(1) 配当財産の種類	野村ホールディングス株式会社株式				
(2) 配当財産の帳簿価額	8,267百万円				
(3) 1株当たり配当額	1,605円12銭				
(4) 基準日	平成23年 7月19日				
(5) 効力発生日	平成23年 7月20日				

リース取引関係

自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
有形固定資産（器具備品）	
取得価額相当額	361百万円
減価償却累計額相当額	310
中間期末残高相当額	50
未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	47百万円
1年超	6
合計	53
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	43百万円
減価償却費相当額	40
支払利息相当額	1
減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	6百万円
1年超	5
合計	12

金融商品関係

当中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	498	498	-
(2)金銭の信託	39,466	39,466	-
(3)短期貸付金	168	168	-
(4)未収委託者報酬	8,212	8,212	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	7,544	7,544	-
(6)関係会社株式	3,064	77,011	73,947
資産計	58,954	132,902	73,947
(7)関係会社短期借入金	5,000	5,000	-
(8)未払金	4,952	4,952	-
未払収益分配金	4	4	-
未払償還金	53	53	-
未払手数料	3,570	3,570	-
その他未払金	1,323	1,323	-
(9)未払費用	7,194	7,194	-
(10)未払法人税等	723	723	-
負債計	17,869	17,869	-
(11)デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	5	5	-
デリバティブ取引計	5	5	-

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1)現金・預金、(3)短期貸付金、(4)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。ただし、短期貸付金は為替予約等の振当処理の対象とされており、円貨建債権とみて当該帳簿価額を以って時価としております。「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式（中間貸借対照表計上額：投資有価証券740百万円、関係会社株式11,360百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

有価証券関係

当中間会計期間末（平成23年9月30日）

1．満期保有目的の債券(平成23年9月30日)

該当事項はありません。

2．子会社株式及び関連会社株式(平成23年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	77,011	73,947
合計	3,064	77,011	73,947

3．その他有価証券(平成23年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの			
株式	3,356	282	3,073
投資信託	-	-	-
小計	3,356	282	3,073
中間貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託(1)	2,587	3,003	415
譲渡性預金	1,600	1,600	-
小計	4,187	4,603	415
合計	7,544	4,885	2,658

- (1) 当中間会計期間において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は117百万円（税効果会計適用後）であり、中間貸借対照表に計上しております。

デリバティブ取引関係

当中間会計期間（自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日）

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

（1）通貨関連

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	為替予約取引	投資信託	2,575	-	5	先物為替相場によっている
為替予約等の振当処理	為替予約取引	短期貸付金	168	-	(*1) -	-
合 計			2,743	-	(*1) 5	-

(*1) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期貸付金と一体として処理されるため、その時価は当該短期貸付金の時価に含めて記載しております。

セグメント情報等

当中間会計期間(自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

1 株当たり情報

自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	
1 株当たり純資産額	13,007円36銭
1 株当たり中間純利益	1,028円70銭
(注) 1 . 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2 . 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	5,298百万円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	5,298百万円
期中平均株式数	5,150千株

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年1月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・グローバル・リーダーズ（資産成長型）の平成23年5月27日から平成23年11月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・グローバル・リーダーズ（資産成長型）の平成23年11月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満 雄
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 志 保
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているノムラ・グローバル・リーダーズ（年4回分配型）の平成23年5月27日から平成23年11月28日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ノムラ・グローバル・リーダーズ（年4回分配型）の平成23年11月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)